

令和5年度 特定非営利活動法人ばんじー 事業計画

令和5年4月1日～令和6年3月31日

事業名	事業内容	事業の方針
1 相談支援事業	生活支援、成年後見制度の利用等についての法律・福祉専門職による相談事業、申立支援事業	・既存の相談機関と連携しながら地域住民や福祉・医療関係者からの相談を受ける。 ・権利擁護支援センターだけでは解決や助言が困難な事例については、司法専門職、関係機関や団体と連携していく。
<具体案>		
① 総合相談 ② 権利擁護相談(虐待対応支援も含む) ③ 成年後見制度利用に関する相談 ④ 専門職相談(弁護士:第2木曜 司法書士:第4木曜) ⑤ 後見等申立手続きの支援および市長申立の促進 ⑥ 適切な支援のための権利擁護支援会議によるアセスメントの実施 ⑦ 高齢者・障がい者なんでも相談会(7月・1月) 湖南省、甲賀市で各1回開催		
事業名	事業内容	事業の方針
2 地域連携ネットワーク構築事業	協議会の開催や、チームによる支援体制の構築。その他、専門職や関係機関との連携の強化。	・権利擁護支援のニーズのある人を早期に発見し、適切な支援につながるような仕組みを整備する。 ・後見人が孤立しないようチームによる支援体制を構築する。 ・多様な関係機関の参画による協議会を組織し、圏域の課題を共有、解決策を検討する。 ・成年後見制度の利用が必要な人を適切に利用につなげるため、関係機関との連携を図る。
<具体案>		
① 甲賀圏域権利擁護支援推進協議会の開催 ② チームによる支援体制の構築 ③ 権利擁護支援会議の開催 ④ 甲賀地域障害児・者サービス調整会議への参加 ⑤ 滋賀県権利擁護支援センターネットワーク会議への参加 ⑥ 生活困窮者自立相談支援事業所、多機関協働事業所や家庭裁判所との連携 ⑦ その他各関係機関への会議(地域ケア会議、個別ケース会議等)への参加 ⑧ 一次相談窓口や専門職との連携に関するガイドラインの作成		
事業名	事業内容	事業の方針
3 成年後見制度利用促進事業	申立の手続き支援や本人にふさわしい後見人等のマッチング。本人の意思を尊重した権利擁護の推進。	・成年後見制度の利用が必要な人を適切に制度利用につなげる。 ・利用者が利用のメリットを実感できる制度にするため、成年後見制度利用支援事業の利用支援、適正な後見人の選任や意思決定支援の普及を図る。
<具体案>		
① (再掲)後見等申立手続きの支援および市長申立の促進 ② (再掲)適切な支援のための権利擁護支援会議によるアセスメントの実施 ③ 権利擁護支援推進協議会での後見人等の候補者受任調整の仕組みの検討 ④ 意思決定支援会議の開催 ⑤ 成年後見制度利用支援事業の利用支援 ⑥ (再掲)法人後見受任審査委員会の開催		

事業名	事業内容	事業の方針
4 支援者支援事業	後見人等の孤立化を防ぐため、専門職後見人や親族後見人の活動支援。 行政や医療福祉関係職員への成年後見制度および権利擁護に関する理解を深めるための研修。	・地域で活動中の専門職後見人や親族後見人が孤立化しないよう、交流会や学習会等を開催するとともに、多職種の支援者によるチーム編成と助言に努める。 ・市職員や福祉・医療関係者の資質向上を図るとともに、関係機関の連携の大切さを理解する機会として、研修会を開催する。

<具体案>

- ① 専門職後見人情報交換会の開催
- ② 親族後見人懇談会等親族後見人対象事業の開催
- ③ 行政職員および福祉・医療関係者を対象とする研修
- ④ 権利擁護支援事例検討会の開催
- ⑤ チーム編成およびチームに対する専門的助言
- ⑥ 専門職後見人に対する相談支援および後見人等就任時会議の開催
- ⑦ 虐待対応にかかる市への専門的な助言(事例検討会議への外部委員としての出席)

事業名	事業内容	事業の方針
5 後見人等育成・確保事業	甲賀圏域に応じた権利擁護支援の市民参画のあり方、および新たな後見受任団体の養成の検討。	・甲賀圏域の実情に応じた市民後見人のあり方、養成後の活動支援の仕組みづくりを検討する。 ・新たな法人後見受任団体の養成に向けて、権利擁護支援推進協議会での議論を踏まえ、行政と共に社会福祉法人等に働きかける。

<具体案>

- ① 権利擁護支援推進協議会での市民後見のあり方の検討
- ② 権利擁護支援推進協議会での新たな法人後見受任団体の確保にかかる検討
- ③ 市民向け権利擁護セミナーの開催

事業名	事業内容	事業の方針
6 普及・啓発・研修事業	成年後見制度をはじめ権利擁護について市民の理解を広めるための普及・啓発事業	・広く市民に、成年後見制度や権利擁護について理解が進むよう、各種媒体を活用した広報や啓発に努めるとともに、講座や研修会を開催する。

<具体案>

- ① ホームページの更新
- ② 広報紙(ぱんじー通信)の発行(4月・7月・10月・1月)
- ③ 市広報誌への掲載や広報媒体の活用による啓発事業の推進
- ④ 関係機関への出前講座(権利擁護、虐待、成年後見制度等)
- ⑤ (再掲)市民向け権利擁護セミナーの開催
- ⑥ アンケート調査(出前講座や研修会などの参加者にアンケートを行い、ニーズを掘り起こす)

事業名	事業内容	事業の方針
7 法人後見等受任事業	当法人が後見等を受任して活動。	・受任中の法人後見等受任業務について、適正に後見事務を遂行する。 ・専門職等が個人で受任することが難しいケースや報酬の支払いが見込めないケース等について、受任審査委員会の意見を踏まえて受任を検討する。

<具体案>

- ① 受任した法人後見等の適正な後見事務の遂行
- ② 法人後見受任審査委員会の開催
- ③ 運営適正化委員会の開催
- ④ 家庭裁判所との連携
- ⑤ (再掲)権利擁護支援推進協議会での新たな法人後見受任団体の確保にかかる検討

事業名	事業内容	事業の方針
8 法人の運営に係る協議事業	本法人および権利擁護支援センターの運営を協議する事業	両市の行政関係者と理事長等による運営協議会において、法人および権利擁護支援センターの運営に関し、活動方針や組織体制などについて協議する。また、法人の適正な運営を図るため、定期的に理事会や総会を開催する。
<具体案>		
① 運営協議会の開催(年4回) ② 理事会の開催(年4回) ③ 総会の開催		
事業名	事業内容	事業の方針
9 その他事業	事務局職員の研修参加 など	・相談員等職員の資質向上のため、外部の研修に積極的に参加する。 ・経験の深い職員が持つスキル等を他団体等の取組等に還元する。
<具体案>		
① 全国権利擁護支援ネットワークへの参加 ② 職員のスキル向上のための各種研修会への参加 ③ 社会福祉士養成課程等実習生の受入れ ④ (再掲)各種協議会等への委員(職員)派遣		